

総務委員会会議録

日時 平成28年10月3日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後3時08分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 永井 学
副委員長 猪股 尚彦
委員 中村 正則 望月 勝 桜本 広樹 杉山 肇
望月 利樹 高木 晴雄 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総合政策部長 吉原 美幸 県民生活部長 布施 智樹
リニア交通局長 佐藤 佳臣
総合政策部次長 小島 徹 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕
県民生活部次長 上小澤 始 県民生活部次長 弦間 正仁
県民生活部参事 依田 正樹
リニア交通局リニア推進監 内田 稔邦 リニア交通局理事 清水 豊
リニア交通局次長 上野 直樹 リニア交通局技監 市川 成人
政策企画課長 末木 憲生 国際総合戦略室長 落合 直樹
広聴広報課長 渡邊 和彦 地域創生・人口対策課長 宮崎 正志
県民生活・男女参画課長 三井 薫 北富士演習場対策課長 中込 巖
統計調査課長 古屋 久 消費生活安全課長 杉田 真一
生涯学習文化課長 深澤 宏幸 世界遺産富士山課長 長田 公
私学・科学振興課長 内田 不二夫
リニア推進課長 依田 誠二 交通政策課長 深沢 修

公安委員長 赤岡 利行 警察本部長 近藤 知尚
生活安全部長 細入 浩幸 刑事部長 輿石 靖
交通部長 輿水 雅彦 警備部長 川崎 雅明 首席監察官 小林 仁志
総務室長 清水 順治 警察学校長 市川 和彦
警務部次長 有泉 照夫 交通部次長 古屋 秀敏
総務室参事 石川 善文 警務部参事官 窪田 圭一
生活安全部参事官 切刀 康友
刑事部参事官 鶴田 孝一 刑事部参事官 小林 敏廣
交通部参事官 中山 良彦 警備部参事官 加々美 誠
会計課長 岩柳 治人 教養課長 野矢 聡 監察課長 天野 英知
厚生課長 若月 誠 地域課長 瀬戸 良広
少年・女性安全対策課長 西山 雄三
生活安全捜査課長 比留間 一弥 捜査第二課長 雨宮 雄二
組織犯罪対策課長 宇野 晃
交通指導課長 加々見 政治 交通規制課長 窪田 豊
運転免許課長 入戸野 敏彦 警備第二課長 小林 信一

総務部長 前 健一 防災局長 宮原 健一 会計管理者 深澤 肇
人事委員会委員 小俣 二也 代表監査委員 小野 浩
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部理事 塚原 稔 総務部次長（防災局次長兼職） 若林 一紀
総務部次長（人事課長事務取扱） 中澤 宏樹
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一
財産管理課長 塩野 開 行政経営管理課長 上野 良人
市町村課長 森田 貴夫 情報政策課長 中野 修
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 廣瀬 久文 消防保安課長 小澤 浩
出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則 管理課長 保坂 芳輝
工事検査課長 丸山 哲
人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人
監査委員事務局長 秋山 剛 監査委員事務局次長 渡辺 健
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 清水 正

議題 （付託案件）

- 第83号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件
- 第85号 山梨県警察組織条例中改正の件
- 第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第93号 地方財政法第33条の5の7第1項に規定する地方債に関する許可申請の件

- 請願第28-7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて
- 請願第28-8号 新たな任務で自衛隊を南スーダンへ派遣することを中止する意見書の提出を求めることについて
- 請願第28-9号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について
- 請願第28-10号 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員の実現に関することについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第28-7、請願第28-10については採択すべきもの、請願第28-8、請願第28-9については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、警察本部、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時1分から午前10時57分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局、休憩をはさみ、午前11時14分から午前11時34分まで、警察本部の審査を行い、休憩をはさみ午後1時01分から午後3時08分まで、途中休憩をはさみ総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係

※請願第28-7号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果採択すべきものと決定した。

※請願第28-8号 新たな任務で自衛隊を南スーダンへ派遣することを中止する意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第28-9号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第28-10号 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員の実現に関することについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(公立大学法人山梨県立大学からの各種報告等について)

安本委員

この9月定例会県議会ですが、幾つか報告書が提出されていて、そのうち、山梨県立大学からは全部で3つの報告書がありました。1つは、平成27年度業務実績に関する評価結果、これは毎年の報告ですが、今回、第1期中間目標期間評価に係る業務実績報告書、第1期中間目標期間の業務実績に関する評価結果が報告されています。

県立大学は、平成17年4月に開学、平成22年度からは公立大学法人に移行して、自主的、自立的な法人運営となりました。そのときに、設立団体である山梨県知事が法人の意見を聞きながら、公立大学法人の場合は、期間6年間の中期目標を示して、それに沿って大学法人で中期計画、年度計画が策定され、運営、取り組みが進められていると承知をしているところです。今回評価結果というのは、公立大学法人となって県立大学が初めて期間評価を行った結果であり、私も改めて内容を確認させていただいたところです。そこでまず、この中期目標の評価結果に対する県の受けとめというか、全体的な感想についてお伺いします。

内田私学・科学振興課長 今回の第1期中期計画への評価は、法人化以降初めての6カ年度間の活動実績の評価です。評価委員会からは、全体として適正に達成をされた、特に研究水準とか地域貢献の2項目については非常に高い評価をいただきました。その一方で、グローバル化に対応した人材育成の充実とか地域活性化へのさらなる貢献といった御意見も頂戴したところです。全体としては身の引き締まる評価をいただいたと捉えています。

(公立大学法人山梨県立大学の国際交流の状況について)

安本委員 私も中を見させていただきました。初代学長の鶴見学長のところにお伺いして、いろいろな意見交換をさせていただきましたし、県議会としても県内調査でお伺いをして、就職率も非常に良く、県内にもたくさん就職してもらいたいという感想もありましたが、この評価報告を見ますと、今、県内の大学が共同で取り組んでいるCOC+についても記載があり期待をしています。

評価結果については、項目がたくさんありますので、全部ここで伺いするわけにはいきませんが、かつて、県立大学の大学交流協定の締結推進や、留学生についてもっとたくさん、という質問をさせていただいたことがあり、その国際交流等に関する点について伺いをさせていただきたいと思います。

評価結果のランク、SからA、B、C、Dとありますが、この6年間Aとなっております。平成27年度の報告はSということで、一番良い評価だったわけだが、評価委員会の記載の中に、中期計画に定めた国際政策学部の半数以上、毎年度40名以上が留学を経験するか、または海外研修に参加することがほぼ達成できたことを評価するとされています。そこでまず、県立大学から海外に送り出している留学生や研修生等の人数はどのようになっているのかお伺いします。

内田私学・科学振興課長 県立大学の学生が海外の大学に留学、あるいは海外研修プログラムに参加した人数は、平成27年度で56名となっております。平成26年度から22名の増加ということです。

安本委員 当初からすれば、すごくふえているなと思っているが、心配になるのが、留学したくても経済的な理由で留学ができない学生もいるのではないかと思うが、留学等の支援制度については、どのような制度を実施されているのか。

内田私学・科学振興課長 県立大学では、グローバル人材の育成を推進するため、海外留学特別奨学金制度を創設して、年間2名の学生、1人当たり最大50万円の給付を行っています。また、県では、今年度からですが、大村智人材育成基金事業として、大学生等に対する留学の経費に助成を始めています。本年度は16名が応募をし、10名の大学生等に1人当たり100万円を上限にした交付を行っ

てまいります。

安本委員 次は、逆に県立大学の外国人留学生の受け入れのほうです。県内でも外国から留学してきている学生だろうなという方をよく見かけるようになりました。アルバイトをしているメンバーも多いですし、中国の四川省の地震のとき、中国から山梨県内の留学生の方が甲府駅前で母国のためにということで募金をしていたときも、大勢の方がいらした。山梨県内の大学への外国人留学生全体ではどれぐらいの人数いるのか教えていただきたいと思います。

内田私学・科学振興課長 県内の大学への留学生の受け入れ人数ですが、いろいろな調査がありますが、平成27年度でおおむね700名前後の外国人の留学生の皆さんが県内の大学で学んでいます。

安本委員 県立大学については何名ですか。

内田私学・科学振興課長 県立大学は、平成27年度は16名の留学生を受け入れたところです。

安本委員 県内全体で、おおむね700名、そのうち県立大学は16名ということで、評価委員会から、外国人留学生数は大学の国際化を示す重要な指標の1つであり、また、その存在は本学学生が国際的な視野を養うためにも極めて有効であるということが指摘されています。そして、中期計画に定めた常時20名程度という6年間の目標があったわけですが、高い目標だったか、低い目標だったかは言いませんが、在籍目標値が6年間を通じて実現できなかったことは残念であるという指摘もされております。こういったことに対して評価委員会からも何か提言があったんでしょうか。

内田私学・科学振興課長 評価委員会の委員の皆様からは、留学生の学納金の軽減とか、宿舍の整備、日本語補習授業の充実等の受入体制の整備を推進して、外国人留学生の受け入れ人数の増加を期待するという御意見を頂戴しています。

安本委員 私も留学生に住まいを提供するという点についても大変な配慮も必要ですし、お願いをするにしても難しいという話も伺ったことがあります。それはそれとして、16名の方でも山梨県立大学を留学先に選んで来てくれたということで、留学生には、支援やサポートということもしっかりして、山梨県に対して良い印象を持って帰っていただきたい。それが山梨県と留学生の出身の国・地域との今後の大きな親密な交流につながっていくのではないかと思います。海外からの留学生の受け入れ体制というか、支援体制、サポート体制について、どのようになっているのかお伺いします。

内田私学・科学振興課長 県立大学では、国際交流の支援体制について、平成27年度に国際教育研究センターを設置し、日常生活の困り事とか、日本人大学生との交流会の企画など、海外からの留学生に対する支援を行っています。また、現在5名の外国人教員が在籍してまして、学生の国際交流活動や留学の支援をしているところです。

安本委員 ほかの大学だと、ラウンジを用意して、そこでは英語しか使えないスペースにして、留学生と地元の学生が英語で会話をするという場所も設けたりしてい

るようですが、先ほどの評価委員会からの提言については、県としてもしっかりと検討して対応していただきたいと思っていますところでは。

このことについては、県の総合計画のまなび・子育て環境創造プロジェクトの中にもしっかりと書いてあり、県立大学と海外の大学等との国際交流協定の拡大などにより学生の海外留学や外国人留学生の受け入れなどを進めると記載されています。県の総合計画でもそういう位置づけがされています。既にもう第2期中期計画がスタートしていますけれども、先ほどの評価委員会からの提言への対応も含めまして、最後に部長に総括的な所感、決意をお伺いしたいと思います。

布施県民生活部長 今回いただいた評価や意見を大学と共有する中で、委員の話にもありましたが、第2期の計画、これは県の目標設定のもとに大学で、また、それに基づいて反映をしているものが幾つかあります。それは留学生の支援だったり、先ほどの国際教育研究センターの全学組織化などを計画に掲げていますので、随時の執行状況もまたしっかり見ていき、適正、積極的に対応していきたいと考えております。

(リニア環境未来都市整備方針の検討状況・検討体制について)

高木委員 リニア環境未来都市整備方針に関する質問をしたいと思います。2027年、11年後に開通するリニアは、東京や名古屋など大都市を結ぶということで、距離的にも時間的にも非常に短縮される。このことは山梨県が世界にも近づくということでありまして、これを本県の経済、文化、観光、さまざまな分野に好影響を出すためのこの検討をしっかりと、この千載一遇のチャンスを生かしていただきたい。こういう中で、現在までの検討がどのようになされたのかお尋ねします。

依田リニア推進課長 リニア環境未来都市整備方針の検討状況ということですが、昨年7月にリニア環境未来都市検討委員会を設置しまして、これまで5回にわたりリニア環境未来都市の創造について検討を行っていただいたところです。

これと並行して、今年3月にこれまでの検討内容の素案をお示しするという中で、駅周辺の施設内容とか、駅近郊のあり方、こういうことをお示しする中で、検討委員会や県議会、リニア建設促進期成同盟会などのさまざまな方々から意見を聴取して、検討を進めてきたところです。これらを踏まえ、リニア環境未来都市のあり方について8月に検討委員会から御提言をいただきました。また、過日、県議会からも提言をいただいたということで、こうした多方面からの意見を踏まえて、引き続き検討を進めていきたいと考えています。

高木委員 大所高所につけて、さまざまな検討をしてきたということですから、それが生きていけばいいなと思うわけですが、そういった中で、整備方針の策定に当たって、検討の分野は非常に広範囲、多岐にわたると思います。そこで、これは全庁の部局を横断して、あるいは市町村とも連携し、プロジェクトチームをつくって取り組むくらいの大きな話だろうと私は認識をしているが、そういった中で、どのように組織を組み立てて検討されていかれるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

依田リニア推進課長 検討体制ということでの御質問かと思えます。庁内各部局と連携する中で、市町村とも連携しながら取り組んでいくことは非常に重要だと思っています。そのため、県の関係部局、それと、地元の市町と連携を図るということで、

昨年6月にリニア駅周辺整備連絡調整会議を設置するとともに、整備方針の具体的な内容については、この中に設置した県、市の関係課長による幹事会を設けています。この中で、関係部局、地元の市町が連携する中で、現在検討を進めているというところでは、

高木委員 幹事会というのは、どのくらいの頻度で行われているんですか。

依田リニア推進課長 幹事会については、設置をしたときに、全体の今後の考え方を御説明する中で、例えば3月の検討内容をまとめる段階など、節目、節目で行っております。そのほかに、連絡調整会議という形ではないが、関係する部局とは随時、検討を進めているところでは、

高木委員 質問の順序が前後して大変申しわけないですが、その幹事会というのは、検討委員会が幾つかありますね。そういったものの上に立っている、そういった委員の中から選抜されたような人が幹事会を構成しているというように考えてよろしいのでしょうか。幹事会の組織のあり方というか、位置づけをお聞きしたいと思います。

依田リニア推進課長 まず、連絡調整会議については、副知事をトップとして、関係部局長で構成しています。実務的にいろいろ作業を進める上で検討するというところで幹事会を設けていますが、これにつきましては、リニア交通局長がトップになり、関係する課長が入るということで、調整会議の中の幹事会という位置づけで検討を行っています。

高木委員 幹事会の役割が非常に大きいので、活発な御意見を戦わせていただきたいと思っております。

それと、検討委員会が知事に提言、そして、リニア議連が中間報告をいたしました。これは全県民が注目していますし、非常に期待もしていますので、県民の多くの方から御意見を聞く必要が非常にあると思っております。各種各層の方の御意見を聞くという受け皿、忌憚のない御意見を言っていただけるものを、また、先ほどの検討委員会や幹事会とか、そういうところに生かしていったらどうかと思っております。いろいろなアイデアをお持ちの方が県民の中にはいらっしゃると思うので、そういった受け皿づくりを、これは要望といえますか、その必要性を強く感じるが、そういったお考えはありませんか。

依田リニア推進課長 各界各層からの御意見、いろいろなアイデアを募るべきということかと思っております。昨年11月に県内の4大学の学生によりますアイデアソン（新しいアイデアを生み出すために行われるイベント）を実施しまして、20年先のリニア駅周辺の姿について御提案をいただきました。今回検討している検討会議の中に反映させながら、検討を進めているところでは、また、3月にまとめた、それまでの検討内容の素案につきましても、その後、経済団体や有識者、リニア駅周辺の住民などに説明をする中で御意見をいただいているところでは、今後の整備方針の取りまとめに当たりましても、検討段階に合わせ、引き続き広く県民等から意見やアイデアは聴取していきたいと考えています。

高木委員 今、課長から経済人という話もありましたが、特に今回のリニアの構想、整備方針の中では、とりわけ経済人の御意見を聞くということが非常に今後の山梨県の活性化につながると思っております。いろいろな意見をお持ちの経済人がいら

っしゃいますので、そこに少し力点を置いたらどうかと思っています。

そうした中で次の質問ですが、大津周辺の活性化はもちろんですが、リニアの開業が県下全般に波及する、さまざまな経済効果、あるいは文化や観光に波及していくことは、非常に重要と思います。それを促進するためには、どのようなことをしていったらいいのかと思うんですが、そういう視点での考え方についてお尋ねをいたします。

依田リニア推進課長 リニア開業の効果を全県に波及させていくということは、非常に重要だと思っています。まずは、リニア開業の効果が最初にあらわれるリニア駅周辺ということで、リニア環境未来都市ということでやっていきますが、それをいかに全県に波及させていくかということが重要だと思っています。そのため、まずは交通が円滑に県内各圏域に移動できるようにということで、30分圏域の拡大など、交通アクセスの拡大に取り組んでいきたいと思っています。あわせて、時間の経過とともに、いろいろなことが進められていくと思いますが、最初に効果のあらわれやすい観光などについても、広域的な観光、滞在型の観光も進めていく必要があると思っています。そうしたことを行いつつ、リニア環境未来都市での取り組みについて、そういう先導的な取り組みを県内各地に波及させていく取り組みを進めていきたいと思っています。

高木委員 最後に、この構想のいかんによっては山梨県の進展、本当に山梨県の将来を占うと言っても決して過言でない、大きなリニアの周辺の環境整備でありますから、滞ることなく、そして、将来に禍根を残すことのないような整備方針を打ち立ててほしいと思いますが、最後にリニア局長にその意気込みを聞いて終わりたいと思います。

佐藤リニア交通局長 委員からお話のありましたように、リニア環境未来都市、あるいはリニアを活用した県土づくりというのは、これから本県の活性化にとって非常に大切なことと考えています。そういう意味では、多くの方の御意見を踏まえながら検討するとともに、この取り組みというのが、県はもとより、市町村、それから、民間の方、いろいろな主体が関係しながら進んでいくものだと思います。そういう意味では、そういう方たちと非常に密接な連携を取りながらこの取り組みを進めていきたいと思っています。

(リニア路線の沿線住民への説明等について)

望月(利)委員 駅周辺の検討委員会ということで議論が深まってきたと思いますが、駅周辺も大事ですが、駅周辺だけではなく、路線の沿線住民の配慮も非常に必要ではないかと思っています。何度か地域説明会を開いてきたということは聞いていますが、その説明状況、また地域住民の御理解の状況が、わかりましたらお聞かせいただけますか。

清水リニア交通局理事 今まで事業説明、これは、JR東海が中心になって我々も一緒に参加してきたわけですが、その中では、いろいろな地区から要望等がありました。やはり一番は、リニアが通ることによって、いろいろ環境への影響があるのではないかと地元では一番心配されています。あわせて、リニアが通ることによって、地域活性化というか、地域の振興につながるようなものを考えてほしいといったような要望もいただいているところです。現在、それぞれの事業の進展に合わせて、事業説明会や中心線測量の説明、さらには道路の付け替えの説明等を順次開催しているところです。

望月（利）委員 まさに地域沿線住民の持っている不安を払拭するという部分と、やはり地域住民もメリットがないといけない部分がある。対話の中で要望をかなえていく、できる限り対話をしていくということだと思います。部局横断という話が先ほど話に出たが、まさに観光面しかり、沿線住民は、家がかかってしまった、自分の農地を近くに持っている、そこに移転したいんだけど、なかなかその農地が農振が外れなくて困っていて、あと11年しかない中で非常に不満を持っている方々がいるということ。また、神社仏閣は避けたということだが、地元富士川町は、お寺の敷地をどうしても通らなければいけない状況になっている。そうってくるとさまざまな調整を早く進めないで、非常に不安の要素を思っている以上に地域住民は抱えているということです。

その中で、地域のメリットということで、先ほど30分圏域で交通アクセスがあるということをお答えいただいたが、本会議でも出たんですが、富士川町側は、側道を利用して、駅周辺までスピーディーにアクセスしようという思いがある。それで、その辺のところの要望が出ているということですが、逆にその隣の南アルプス市側、中央市側などは、側道は要らないという議論が聞こえてきています。その辺ですが、もうリニアが通るんですから、道路というものは、県が音頭をとって、広くアクセスをよくするからやりましょうよと。地域の声も大事ですけども、やっぱり広域的な部分ですから、県が音頭をとってやっていくべきではないかなと感じますが、その辺の御所見を伺えますか。

清水リニア交通局理事 駅へのアクセスといった点で側道もある程度位置づけられる部分もあります。ただ、県の道路は全体的にネットワーク化ができており、環状道路等もできているということで、そういった幹線の道路に、地域からいつでも接続して中心の駅まで行けるようにという趣旨で、地元から側道の整備ということをおっしゃっています。富士川町に関しては、町で両側へ側道を整備するということが計画の説明もされまして、我々もあわせてその協議に加わっているという状況です。南アルプス市についても、地元からいわゆる幹線道路というよりも地域の生活道路として利用ができるような側道の整備ということで市にも要望が出されていまして、これについて我々も一緒になって協議を進めているという状況です。それから、中央市については、先ほど言いました環状道路がすでにできており、側道的な道路もできているので、そこについては既存の道路を使うことで十分ではないかということで、特に要望は出されておられません。

望月（利）委員 まさにその辺を広域的な部分で県がしっかり音頭をとらなければいけないと思っておりますが、きょうはこのぐらいの議論にとどめておきます。仮に自動車用道路ではなくても、例えばボロ電の復活とか、自転車専用道路にするとか、観光で使えるような道路にするとか、BRTの路線にするなど、さまざまなアイデアが出てくると思います。これからも部局横断的に、また沿線住民の声をしっかり拾っていただきながら、いい開発になる、将来に向けていい方向に進むことを御期待しまして、そして、スピーディーに地域の方々の声を拾いながら、ビジョンを示していくことをお願い申し上げながら私の質問にします。

清水リニア交通局理事 我々も地域の声を大事にするということで、地元の要望についてもしっかりと伺いしながら、その要望が実現するように関係箇所と協議を進めていきたいと思っております。結果として、リニアが十分活用されて、広域的に利用ができるようにつなげていきたいと考えています。

(総合球技場の建設場所について)

桜本委員 総合球技場の件ですが、今週7日に球技場の検討会で、いよいよ今度は場所についての検討に入るとのことですが、先般、議会の中で中間報告を提出させていただいたが、中間報告の中にはリニア新駅の近くという提言も入っている。これは、どのように検討委員会の方々には説明をするのでしょうか。

末木政策企画課長 今週、総合球技場検討委員会が開催されますが、再度、建設場所に関しまして、2月議会のときに知事が申し上げましたとおり、整備することを前提に、検討を始めるとした当初から、リニア駅を中心とした、駅の近郊の半径4キロの範囲内に整備を進めていくということについて、改めて確認をさせていただきたいと思っております。今回、本会議でもって御質問をいただきました関係もあり、駅周辺も含めて幅広く検討していくという県の考え方を御答弁させていただいたところですので、その点も含め、これまでと同じように駅から半径4キロの程度の範囲内で候補地をピックアップしていくというお話をさせていただきたいと考えています。

桜本委員 私の質問に対して答弁がずれているかと思うんですが、中間報告についてどのように検討委員会の方々には説明するんですかということをお願いしているんです。要するに、中間報告の説明の時間を設けるのか、設けないかということをお願いしているんです。しかも2月の4キロ周辺という中から、駅を中心とした駅周辺ということをお願いの中で中間報告として出していることをどう説明するのか、時間を設けているのか、そのことを聞きたいわけです。

末木政策企画課長 今回の委員会におきましては、議連から今回いただきました報告の内容につきましても御説明をしますとともに、リニア推進課からも、現在の検討状況をあわせて説明しまして、リニア環境未来都市、それから、総合球技場がその中でどのように考えられているかという現状についての説明をさせていただきたいと考えています。

桜本委員 未来都市における次の会議の予定はいつでしょうか。

依田リニア推進課長 会議というのは検討委員会ということでしょうか。検討委員会につきましては、これまで基本的な内容などについて御議論いただきました。提言を8月にいただく中で、検討委員会としての会議は今後の予定はありません。

桜本委員 先般、私の一般質問の中で、総合球技場の件についても未来都市の検討委員会の中に整合性を図るというようなことで答弁もいただいているわけですが、もうしないということは、新たに設置される次のステップの中でそういった中間報告等も含めたものを協議の中に加えるということですか。

依田リニア推進課長 検討委員会の中で、駅周辺に必要な機能をとすることは御議論いただきました。そういうものをある程度まとめつつあるということですのでけれども、それにあわせて、現在、総合球技場も検討委員会を設けて、場所や機能などを検討いただいているところです。それにつきましては、本会議でもお話をしたとおり、今後、リニア環境未来都市にもその検討状況を踏まえる中で、それぞれの機能とか役割とかいろいろありますので、その辺がしっかり整合がとれるように、それぞれの機能が有効に機能するようにということで引き続き検討はしてまいります。

桜本委員 　私が言っているのは、その委員会がもう計画がないということで、庁内の検討だけで終わってしまうということですか。

依田リニア推進課長 　この整備方針に当たりましては、関係部局を入れた庁内、関係市町村の協議は引き続き継続していますけれども、検討委員会という形では検討は終了しているということです。

桜本委員 　では、我々の議会で出した中間報告については、どういう反映をするんですか。議会の意見を聞いただけで、あとは放っておくということですか。そうではなくて、総合球技場というものが今度は未来都市の中のターゲットの1つとして加えてみたらどうかということも中間報告でも入れさせていただいたし、一般質問の答弁の中でいただいているわけですから、一步越えるような中で、緊急的にこういった案も検討委員会の中で付加されますよ、そこの中の検討も必要になりましたということで、その部分は継続していかなければいけないのではないですか。

依田リニア推進課長 　総合球技場については、これまでの検討委員会の中の議論においても、リニア環境未来都市におきまして、さまざまな交流を生み出すということから、重要な施設と検討委員会から御意見をいただいているところです。検討委員会の中では、既に駅周辺に整備する機能ということでの御議論をいただき、駅周辺、駅近郊にはこんな機能が必要ではないかということで御意見をいただいています。それと、総合球技場の必要性も御議論いただきました。あと、今度は、総合球技場の検討委員会で場所や機能について検討も進められていますので、その検討状況を踏まえる中で、それぞれの機能とかを整合を図りつつ、関係機関で協議していくということを考えています。

桜本委員 　そういうことじゃなくて、ごもっともな考え方かもしれないけれども、10月7日に総合球技場の検討会が今度は規模から場所に絞った会議をするということで、今回の中間提言の中でも、知事に対して議会側は、駅周辺、要は、駅4キロ以内から、駅にサッカースタジアムというものを機能的につけたらどうかというような中間提言を出している。その中で、10月7日に今度は場所の総合球技場の検討会議がある。その中でも我々の中間提言と一致した場合、その整合性を図るというのは、庁内的なことではなくて、緊急的に未来都市の中にそういったものが付加され、今までの3案にプラス、総合球技場も形づくったあの中の商業的な施設あるいは地域経済を発展させるものもつけ加えたらどうかというようなことの中でもう1案検討しなければならないといった内容で動いている中で、いや、中で協議しますという段階の話ではないと思います。緊急的にもやはり未来都市の検討会の中でも、こういった議論を速やかにやっていただきたい。

依田リニア推進課長 　確かに検討していくことは重要だと思っておりますけれども、先ほど3案という話もありましたが、あれは検討委員会の中でこれまでいただいた御意見をさらにその検討委員会の中で御議論いただくということで検討委員会に示したイメージ図ということでした。検討委員会で機能とかについては、繰り返しになって申しわけないんですけれども、御議論をいただいてまいりました。総合球技場にもどのような機能を付加するとかというようなこともありますので、どのように整合を図るかということは、関係部局や関係市町とも協議す

の中で、総合球技場の検討を踏まえつつ検討していきたいと思っています。

桜本委員

吉原部長にお聞きします。金曜日の検討会議の中で、場所をリニア駅周辺ということが会議の中で出た場合、今後の形としてリニア交通局とどんな打ち合わせをするんですか。総合政策としては、今後どういう形にさせるんですか。

吉原総合政策部長 まず、今週金曜日の第4回目の委員会ですが、今回候補地についても検討を始めるということで、機能や整備方法など、幾つかの項目があります。そういったものも含めて、今回まずは候補地について、ここをということではなくて、まずこういったところが考えられますというようなことで、7日は候補地についての検討を始めさせていただきたいと思います。

今後、具体的に候補地が出てくる中で、委員会でどういう形で最終的な取りまとめをするかということですが、年内を目途に委員会としての報告を取りまとめるという考えです。委員会としての全員の皆さん方の意見を踏まえて当然報告をまとめますので、その内容についてはこういった形で検討委員会としてはまとめたということは、検討の状況も随時リニアへは情報提供はしますが、最終的なものも委員会として、こういう形でまとめましたということで、リニアにも報告をして、それを踏まえて同時並行的になるかもしれませんが、環境未来都市の整備方針もまとめていくというような進め方になるかと思っています。

桜本委員

リニア局長に伺います。そういった形で総体的に幾つか総合球技場も何案か出てくると思います。その案の中でリニア交通局としては、未来都市に対してどういった整合性を持たせていくんですか。例えば場所によっても約2万人以上の収容というようなことになるわけですから、最終的にはリニアとのネットワークも形づくってきますし、リニア駅の機能からしてくると、そこのアクセスということがほぼ主たる問題になってくると思うんですね。そういった点は、どのような整合性を考えているんですか。

佐藤リニア交通局長 これまで御議論の中で、総合球技場の整備を検討していくということになっています。リニア環境未来都市の施設として、交流の拡大に向けた機能を十分に発揮していこうという中で、整備する場所によりましては、おっしゃるように、これまでリニア環境未来都市として検討してきました駅前の機能というのが整合を持つ形での調整というんでしょうか、見直しということも出てまいります。あるいは、建設する場所によっては、リニアの駅とどう交通アクセスを確保するかということも必要になってきます。

いずれにしても、検討場所により、リニア未来都市における効果が最大限出るためにはどういう方法がいいのか、あるいはどういう機能の整理が必要なのかということを中心に調整しながら、未来環境都市の中において位置づけていくという検討をしていくのはそのとおりですし、それにつきましてリニア交通局サイドとしても、県にとってこれからの大事な事業でありますので、総合球技場とあわせてしっかりとした検討をしてまいりたいということについては変わりないと思っています。委員がお尋ねのように、さまざまな意見がある中で、それぞれの場合により、いろいろなことを考えながら検討していかなければいけないということはそのとおりだと思っています。

(リニア路線沿線地域の整備等について)

桜本委員

それでは、沿線のほうに話を切りかえます。先ほど望月委員からも話があっ

たように、富士川町においては、両サイドの緩衝帯を6.5メートルずつ、まず、富士川町の範囲まで町が主として整備をするということの中で、南アルプス市はまだその辺が、整備を進めたい地域もあるし、交通上の問題でやめてくれという地域もあります。そこで、例えば環状道路までは責任を持って何とか富士川町、南アルプス市、緩衝帯にとらわれず、きちっとしたアクセスをするというような考え方というのはお持ちになりませんか。

というのは、ここで地域住民等の反対がありますと、やはり2027年の開業に間に合うかというような状況も出てきます。伝家の宝刀を出すのか、そういったことも地域住民は危惧をしているところです。そんな中で、降って湧いたようなリニアの計画を、地域の人は喜ぶ人もいますし、迷惑だと思っているという人もいる非常に温度差が激しい中で、環状道路までの緩衝帯も含めた富士川町、南アルプス市の地域側道住民に対してどれだけの将来的なメリットを提供できるかということがやはり説得の1つかと思うが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

清水リニア交通局理事 委員のおっしゃるとおり、南アルプス市については、地区によっても少し温度差があり、いろいろな要望の状況が違ってきます。これについては、場所ではなくて全体としてどういう形で側道、いわゆる地域の道路として整備が可能かということ、地元の協議会とも、また、市とJRも含めて協議をしているところです。

経過を申し上げますと、これまで早くから側道整備をという声もいただいております。これについては平成26年から検討した経過があります。広域的なネットワークということでは、先ほど言いましたとおり、県道自体はかなりもう整備がされているということで、既存のそういった道路になるべく早く出ることによって、いわゆる環状道路とか主要道路を使った中でリニア駅のほうに接続するという考えで今までも説明をしてきたという状況です。これからはいわゆる地域道路をどのように幹線道路に接続するかということだと思っています。この中で、今、地域のお考えをいろいろお聞きしておりますので、皆さんが一番形として使いやすい道路にするべく、協議を進めているという状況です。

桜本委員

私も当選以来、ずっと行政の皆さん方と協議を続けてきている問題ですが、先ほどの庁内横断的なのということも、一般質問等も通じながら、皆様方の、やっていきますという答弁の中で、全然進捗していないわけですね。というのは、都市計画のマスタープランの影響もあるし、あるいは撤退をしていく企業もいますし、あるいは沿線の道路の部分を見ると、早急に、総合政策部長、庁内横断的な部局の中で、そういった沿線の声をどういうふうに反映していくのかということは何回かの答弁もいただいているが、横断的なものというのは具体的に進みますか。

吉原総合政策部長 この事業に限らず、部局横断的に事業を進めていくということは、知事も一番大事にしているところで、いろいろな場面で、私どもにしっかりと連携をとって進めるようにという指示もあるところです。今回のリニア関係の沿線の活性化についても、リニア中心に私どもも加わり、全庁一丸となって取り組みを進めていく考えです。

主な質疑等 警察本部関係

※第85号 山梨県警察組織条例中改正の件

質疑

望月（利）委員 今回の条例改正は、議員立法による法改正、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が施行された中で条例改正するということは理解しました。法律制定の趣旨という部分ですが、海外で犯罪被害に遭った方々、これを経済的支援するという部分は理解したが、この弔慰金の具体的な対象者についてお聞かせください。

窪田警務部参事官 この法律に基づきまして国外犯罪被害弔慰金等が支給される場合には、大きく分けて二通りです。1つ目は、日本国外で行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪行為により被害者の方が亡くなった場合にはその御遺族の方に国外犯罪被害弔慰金が支給されるものです。2つ目は、同様の故意の犯罪行為により、被害者の方がけがをされ障害が残った場合には、その被害者御本人に対し、国外犯罪被害障害見舞金が支給されるものです。

参考までに、その支給される金額につきましては、弔慰金は200万円、見舞金は100万円と規定されています。

望月（利）委員 先ほどの説明でも、アルジェリアのテロとかグアム島の無差別殺傷事件が挙げられましたが、通常、海外で事件の被害に遭うということは想定していながら海外に行く方というのは少ないと思うんです。万一被害に遭われた方がそのときにどうやって申請の手続をしていいのかと戸惑ってしまうと思いますが、その具体的な手続内容についてお聞かせください。

窪田警務部参事官 この法律の第9条において、弔慰金等の支給を受けようとする方が申請者ということとなりますが、申請時に日本国内に住所を有する場合につきましては、住所地を管轄する公安委員会に申請をして、当該公安委員会が事務手続を行うという規定となっています。ここで、仮に山梨県に在住されている方が海外旅行等で被害に遭ったということを想定して御説明しますと、申請者は配偶者の方が優先順位第1位ということとなり、配偶者のケースが多いと思われます。申請者の配偶者の方は山梨県公安委員会に申請することとなりますが、実務上その事務を担当している山梨県警察本部に申請を行っていただくこととなります。

申請を受けました山梨県公安委員会においては、国家公安委員会を通じまして外務省から提供される情報等をもとに、裁定のための調査を行うこととなります。その後、調査結果に基づきまして裁定を行い、支給または不支給について山梨県公安委員会において決定を行い、申請者の方にはその結果を通知するという流れで事務が進められます。

なお、委員御指摘のとおり、これまでになかった新しい仕組みであることから、法律の施行に伴う制度の内容とか手続等につきましては、県警のホームページ等への掲載のほか、関係機関と連絡をとり、幅広く周知徹底を図っていきたく考えています。

望月（利）委員 山梨県内に住居されている方の手続というのはよくわかったんですが、仮に山梨県ゆかりの方で、海外に居住して、もう県内に住所はないという方、そう

いう方もいると思います。そういう方の場合はどうされるのでしょうか。

窪田警務部参事官 申請時に日本国内に住所を有しない方も当然おります。こうした方につきましては、日本国外に住所を移す直前に住民登録をされていた住所地を管轄する公安委員会へ申請をしていただくこととなります。さらには、過去に住民登録をされたことがない方もおいでになるわけですが、この方につきましては本籍地を管轄する公安委員会へ申請をしていただくこととなります。また、国外に申請者が在住している場合の手続におきましては、その方の住所地を管轄する領事館等を経由しまして申請をしていただく規定となっています。

望月（利）委員 この弔慰金の対象者となる方が出るような事件・事故がないことを望むわけですが、この制度の周知徹底をお願いしたいと思っています。

最後に、この制度ですが、今回提案されたのが、県警察の所掌事務の追加という組織条例の改正ですが、予算的なものの提出がないということで、この財政の負担はどこがどういう形で負担していくのかということをお聞かせください。

窪田警務部参事官 この弔慰金等の支給に関しましては、当該法律の第3条におきまして、国は、国外犯罪被害者またはその遺族に対し国外犯罪被害弔慰金等を支給すると規定されています。つまり、国が財政負担を行いますので、県の財政負担はありません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(児童館付近における交通事故の発生状況について)

桜本委員 先般、南アルプス市内の児童館前で、幼い小学校2年生の女児が交通事故に遭って亡くなりました。お悔やみを申し上げる中で、この路線が県道として事故が非常に頻発してきたということの中で、ここ3年間ぐらいの事故の件数等はどんな状況であったのか御説明していただけますか。

中山交通部参事官 本件交通事故につきましては、学童が多く通う児童館の直近で発生しまして、横断中の児童が被害に遭ったもので、まことに痛ましい事故でございました。亡くなられた児童には謹んで御冥福をお祈りいたします。

御質問の、児童館付近における過去3年間の交通事故の発生状況についてですが、本件交通事故以外では2件発生しております。そのうち人身事故は1件で、これにつきましては、約2年前、自転車に乗った中学生が児童館前の県道を横断中に普通乗用車と衝突してけがを負ったものであります。

(子供に対する交通事故の防止対策について)

桜本委員 子供の交通事故、高齢者の交通事故ということは県警察を挙げて対応しているということをよく聞きますし、そういった対応策も講じられていますが、

具体的にこれらの交通事故を、状況によってそれぞれ原因があるかと思うんですが、こういった小さい子供たちに、どのように教えていくのか。

中山交通部参事官 交通事故の防止対策ということですが、その前段の交通事故の発生状況ですけれども、平成28年8月末現在、県下で中学生以下の交通事故の発生状況につきましては、発生件数が81件、これは前年比でマイナスの26件であります。その内訳ですが、幼児が2件、小学生が38件、中学生が41件となっております。また、全ての交通事故における子供の負傷者数等につきましては、死者数はゼロでありまして、これは前年同期と同じです。負傷者数は209人、これは前年同期比マイナス42人であり、前年に比べて減少しております。子供の交通事故の特徴としまして、歩行中は飛び出しが多く、自転車の場合は安全不確認が最も多い状況であります。

次に、これらの発生状況を踏まえた、御質問の交通事故の防止対策についてですが、県警察としましては、子供に対する交通安全教育の徹底、横断歩道や信号機などの交通安全施設の点検、街頭活動や交通指導、取り締まりの徹底、広報・啓発活動の強化などによりまして、子供の交通事故防止対策を講じております。今後も父兄、学校、関係機関・団体の皆さんなどと協力、連携して、子供の悲惨な交通事故を1件でも減少させるために引き続き努力していく考えです。

桜本委員 あす事故現場で現場点検をしようということで、学校、PTA、地元の自治会、管理している県の中北建設事務所から来ていただきますし、児童館の前ということで南アルプス市からもおいでいただくということを予定しているわけですが、県からどなたが参加し、具体的にそこの児童館前というか、その周辺に対して交通対策を練っていくのか、最後にそのことをお聞きします。

窪田交通規制課長 現場点検につきましては、あす警察本部から交通規制課長である私、警察署から南アルプス警察署長などが出席を予定しています。具体的には、交通安全施設の整備や道路管理者による交通事故防止のための注意喚起標示、看板の設置などのほか、多角的・物理的な安全対策について、道路管理者と連携し、検討してまいりたいと考えています。

主な質疑等 総務部・防災局関係

※第83号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件

質疑

桜本委員 この改正により、本人確認情報の利用を可能にするということですが、具体的にはどんな場面で、利用する状況が出てくるのか。

森田市町村課長 住民基本台帳の本人確認情報を具体的に利用する場面についてですが、例えば生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務などにおいては、その申請を福祉事務所などの窓口で受理する際に、個人番号を記載していただき、当該窓口で通知カードや個人番号カードを見せてもらって、その個人番号を確認することとなります。その上で、申請された個人番号の正確性の確認に万全を期するため、申請のあった内容と住民基本台帳ネットのデータを突合して事務処理が確実に行われるようにするものであります。

桜本委員 本人確認情報を知事が利用できる場合が3つ、そして、教育委員会に提供する部分もある。その中で、教育委員会に提供する場合のセキュリティの問題についてはどんなものがあるんですか。

森田市町村課長 本人確認情報を提供する場合のセキュリティの確保につきましては、先ほど説明させていただいた1つ目の電気通信回線を通じて送信する方法の場合、住基ネットを使用できるのは使用を許可された職員のみであり、さらに使用する場合に、生体認証を経なければ操作をすることができないこととされています。このような方法によって、なりすまし等を防げるよう確保するものです。また、2つ目の磁気ディスク等を送付する方法の場合につきましては、その磁気ディスクの受け渡しにつきましては県庁内のサーバー室内でのみ行い、データを新たなシステムの中に取り込んだ後は、その磁気ディスク等を破壊するという取り扱いをしています。以上の方法でセキュリティを確保するものと考えています。

桜本委員 生体認証等のシステムは、そういった技術的な確立はできていると思うんですが、使用する際の機器はもう整備されているんですか。

森田市町村課長 住基ネットのシステムにつきましては、全国的なシステムですので、全国的に同じシステムを使用して、インターネットや他のシステムと遮断し、そのみで使えるような形でシステムが整備されています。

桜本委員 先ほど6月議会でという話が出たんですが、6月議会において、この条例の改正というのはできなかったんですか。

森田市町村課長 条例の提案時期についてですが、本条例の改正につきましては、住民基本台帳法の規定に基づき、あらかじめ山梨県個人情報保護審議会からの意見聴取が必要とされているところであり、このため、6月議会の山梨県個人番号の利用に関する条例の改正の御議決を踏まえ、7月に当該審議会に諮り、原案どおり改正することに御了解をいただいたことから、本9月議会に提案したところです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(南都留合同庁舎移転整備事業費について)

杉山委員 総4ページの南都留合同庁舎の件で何点かお聞きしたいと思います。過日の一般質問でも質問させていただいたんですが、ここに至る経緯をもう少し具体的に伺いたいと思います。

塩野財産管理課長 都留文科大学におきましては、国際化に対応しました人材を育成するために、新たに国際教育学科の新設を進めており、明年4月に開設をされるということです。この学科の新設に当たりまして、現在の敷地では狭隘なために、都留市長から学校用地として隣接します南都留合同庁舎敷地の譲渡について要請がありました。

これを受けまして、平成27年1月に県と都留市との間で南都留合同庁舎移転に関する基本合意書を締結しています。その内容としましては、移転先地は都留市が確保するという、都留市が確保した土地と現在の合同庁舎敷地は交換及び有償にて譲渡をするということ、移転に係る経費は都留市が補償金として支払うということです。今回この基本合意書に基づきまして都留市が負担します移転に係る補償金の額につきまして協議が整いましたことから、合同庁舎の基本実施設計に要する経費を県予算に計上することとしたものです。

杉山委員 この事業に対する地元の期待は、本当に大きいものがあります。そこで、もうちょっと具体的にお聞きをしたいと思うんですが、4ページにあります予算額のところ、諸収入と県費と2つに分けているんですけども、どういう理由なのか、そういった諸収入とはどういうものなのかお聞きしたいと思います。

塩野財産管理課長 まず、諸収入につきましては、現在の合同庁舎機能を移転させるために必要な費用としまして、都留市から支払われます物件移転補償金のことです。また、今回の設計予算の中には、現在の合同庁舎にはない、こころの発達総合支援センター「都留クリニック」の移転設計経費が含まれています。この経費につきましては、現合同庁舎機能を移転させることを前提とした物件移転補償金を充てるのが適当ではないため、県費を充当するものです。

杉山委員 先ほど来の説明の中で、補償金ということが出てきていて、その補償金等の内容がまとまったというような説明があったが、具体的に移転の補償金が幾らなのかということはお答えできますか。

塩野財産管理課長 物件移転補償金につきましては、全国的な共通基準であります損失補償基準がありますけれども、それに基づき算定された補償金額は13億5,800

余万円で都留市と合意をしております。本補償金につきましては、都留市の9月定例会市議会におきまして関連する補正予算及び債務負担行為設定議案が可決をされたと伺っております。都留市議会におけます関連議案の可決を受け、今後、都留市と物件移転補償契約を締結してまいります。

なお、補償金の受け入れにつきましては、今年度に全体の1割、明年度に3割、平成30年度に5割、最終年度の平成31年度を見込んでおりますけれども、残金であります1割というふうに、事業の進捗を考慮しまして年割で受け入れを行うこととしておりまして、都留市におきましても、この年割額により補正予算及び債務負担行為が設定されているところです。

杉山委員

この事業は大学の敷地確保ということで始まったということだが、2018年問題、大学の存続をかけて大学も一生懸命取り組んでいることだと思います。それと、13億円という大変大きな金額を都留市自体も補償、負担するということになるわけで、その本気度をぜひ受けとめて、この事業を進めていただきたいと思います。今度新しく合同庁舎ができるが、その合同庁舎に新しい機能、あるいは富士・東部地域、郡内地域にある合同庁舎の再編があるのかお聞きしたいと思います。

塩野財産管理課長 基本実施設計に当たりましては、建物の配置とか来客用の駐車スペース、緑化スペース等を効率よく配置、確保できるように検討しまして、地域の皆様にも利用しやすい合同庁舎となるように整備をしてみたいと思います。また、南都留合同庁舎は、富士・東部地域におきまして大きな災害が起こった際には、災害対策本部が置かれます県庁の防災新館との連絡・連携拠点となる地方連絡本部が置かれることとなります。地域の防災拠点にふさわしい耐震性を備えるとともに、防災行政無線等必要な設備を整備することとしています。なお、省エネルギー化ということにつきましても、さまざまな省エネルギー技術あるいは機器の導入の可能性につきまして、設計の中で検討をしてみたいと考えています。

また、出先機関等の再編という話ですけれども、今回の移転につきましては、今、南都留合同庁舎の中にある所属を新たな合同庁舎の中に移転していくということを基本としています。なお、先ほど説明をしました都留クリニックにつきましては、今回の合同庁舎の移転に伴いまして都留児童相談所から移設をするということで、新たな機能を付加するものです。

杉山委員

今説明にもありましたけれども、災害時における地方連絡本部が入るということで、大変な重要な機関が入るということです。それにあわせて、今回のこの事業が、地域における活性化創生に大変資する事業だと思います。先ほども言いましたけれども、地元のそういう本気度をぜひ受けとめていただいて、この事業を速やかに、早期な合同庁舎の移転を進めていただきたいとお願い申し上げます。

塩野財産管理課長 今後とも都留市と緊密に連携をしながら、円滑に移転整備が図られるように取り組んでまいりたいと思います。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第93号 地方財政法第33条の5の7第1項に規定する地方債に関する許可申請の件

質疑

望月（勝）委員 林業公社の廃止ということで、非常に多額の債務を背負って、県で一括して運営をするということですが、その件についての国の第三セクターの改革推進、これは知事も9月議会でそんな話をしていただきましたけれども、まず、この地方債、第三セクター等改革推進債の内容とその目的について、なぜこれを選んだのか伺いたいと思います。

泉財政課長 三セク債と言われる本地方債ですけれども、地方公共団体が財政健全化法の全面施行、こちら平成21年のことでしたけれども、このころ、地方公社の抜本的改革というのが国を挙げての議論になっていました。そのころ、地方公社並びに第三セクターといわれるものを抜本的に改革を行うために例外的に措置された地方債です。当初、平成25年までを対象期間とされていましたが、本年度、平成28年度まで起債することができるということにされています。

また、なぜこの地方債を選んだのかということですが、厳しい財政状況の中で、本来でしたら単年度に一括で償還をすることになるわけですが、本地方債を用いることによりまして10年間かけて財政負担を平準化させることができるということと、それから、特別交付税が支払利子の約2分の1の額に充てられますことから、財政負担の低減が図れるものと承知をしておりまして、地方債を発行させていただくということにさせていただいています。

望月（勝）委員 今の説明で、地方債を活用した利点があるとか、地方債利子の2分の1のそうした大きな目的もあるということですが、61億8,900万円の金額の算出方法と、利率を見ると9.0%以内となっているんですけども、ここは両金融関係から借入した分の、その金融関係との中でのことで、これは国との関係でやっているわけですか。その2金融機関との中での、そうしたものを対象にしたものか伺います。

泉財政課長 この額61億8,900万円算出の根拠ということでお答えをさせていただきます。民事再生をこの公社が申し立てました本年7月15日、この日現在におけます政策金融公庫並びに信金、こちらからの借入金の元本の額です。それに加えて、今年度末までの利子を算出しまして、これが合計66億4,000万円となるんですけども、そこから公社が現在保有しています現金資産などを合わせ4億5,000万円あります。この66億4,000万円余から4億5,000万円余を差し引きまして算出した額、これが61億8,900万円ということになっております。これは今後、そのころの状況、いつ損失補償を履行することができるかということによりまして多少額が変わる、ここから少なくなる可能性もありますが、限度額としてこの額を設定させていただいたものです。

望月（勝）委員 これは10年以内の返還ということですが、年に換算すると約6億円強ぐらいの返還になったと思うんですけども、この年間6億円の返済に対して、一般財源の県予算の中の財政に影響は出てこないのか、そのあたりの財政運営をお聞きしたい。

泉財政課長 毎年度約6億円前後の歳出が発生するのではないかという話は事実です。ただ、ほかの指標で見えていきますと、例えば後藤知事のもとでつくりました今回の総合計画、こちらにおきまして県債等残高の削減目標を、5年間で750億円という削減目標を掲げております。こちらにおきましては、既に林業公社を初めとする出資法人に対する、今回損失補償という手続になるわけですがけれども、そういったものを既に含めさせていただいております。三セク債を発行した場合でも県債等残高の削減目標については特に影響がないということでお考えいただければと思っています。

望月（勝）委員 県の5年間の計画の中で750億の削減目標があるわけですが、先ほどお話ししました国の地方交付税からある程度年間割り振られてくる状況もあると思います。その積算根拠、当然、一般財源と国からの地方交付税が来る中でそれだけではとても間に合わないと思いますので、一般財源750億円を削減するという中で、この辺は実際こういうものも負担にならないのかお伺いします。

泉財政課長 先ほど算出の根拠は申し上げましたけれども、その中で特別交付税の部分についてお話をさせていただきます。ただいま金利の状況はかなり低い状況でありまして、例えば今10年国債が0.1%前後の利率で来ておりますが、三セク債の利率につきましては、かなり高目に0.5%程度を見込んだ数字で出させていただいております。ですから、おそらくここから実際のところの金利というのは低くなっていくものかなと思っていますけれども、その約半分の額ですから、今回61億8,900万円をベースにしますと、約8,000万円が特別交付税で措置をされるということですが、これまた金利の状況等を受けまして、また今後変更がされるということですので、よろしくお願います。

望月（勝）委員 特に林業公社の関係、山林所有者、過去の分収林の再契約の件、また、6対4から8対2になるということで、これから特に林業は、木材の価格の低迷によって皆伐ということはほとんど考えられない状況ですし、また、関心も山林所有者も薄いと思うんですけれども、そこらの分収林を今後県が直轄して運営していく中で、8対2ということの周知徹底、山林所有者に不安を持たせないような、再契約も完全に100%できるかどうか、これは相続や住所不定とかこの間の説明でもありましたけれども、そういう問題も含めて完全にいくかどうかわかりませんが、今後の県が直営する中でこの林業公社と同じようなことが繰り返されないような、そうした山林所有者に不安を持たせないような、山梨県が林業育成や林業経営というものをしっかり取り組んでいただきたいのですが、その辺をどのように取り組むか伺いたいと思います。

泉財政課長 ただいまの御質問につきましては、かなり森林環境部との調整も必要になってくる部分かなと思いますが、一方で財政課としましても、やはり全体を見てしっかりとマネジメントをしていかなければいけない立場にあります。今後、特に分収林事業の経営につきましては、注意深く見ていきたいと思っています。その中で、今後これまでの分収林を県有林と一体的に管理をするということで、コスト面、例えば路網の一体的な管理等につきましてはかなり効率が図られると承知しております。そういったものが実際に運用されるということについて、財政課としてもしっかりと管理をしていける部分があれば努力をしていきたいと考えています。

望月（勝）委員 財政課と林務の連携は特に必要であろうかと思っています。また、過去の状況を

見ても、これは各森林組合とか民間業者もあるわけですが、その活用をしながら、作業道と路網施設とかそうした経済効果も得ながら、やはり林業公社のそうした過程を踏まないような、県直轄にしてよかったというような結果が出るような事業をしていただきたいと思います。

泉財政課長

これは木材価格の低迷というのは非常に長期的な課題ですけれども、今後しっかりと、今回の改革がよかったと将来的に思っただけのように、森林環境部と、そして県庁挙げて、このあたりは財政課としましてもしっかりと見せていただく中で、いいものをつくり上げていきたいと考えています。

桜本委員

廃止に伴う一括の償還ということで、政策金融公庫に対しては幾らの返済なのか、甲府信用金庫について幾らの返済なのか、まず教えてください。

泉財政課長

先ほど61億8,900万円と申しあげました算出根拠ですけれども、こちら、先ほど4億5,000万円余の額を差し引いたものと申しあげていまして、例えば元金、この中で61億8,900万円、そこからさらに膨れるんですけども、元金というベースで考えますと、公庫と信金合わせまして65億3,500万円余となっております。このうち、日本政策金融公庫が51億2,000万円余、信金が14億900万円余という状況になっています。

桜本委員

償還の方法として、ただし、財政その他の都合によりとあるが、これはどういった部分を具体的に指すんですか。

泉財政課長

こちらにつきましては、現在のところ10年をかけて償還させていただくというスキームで考えていますけれども、あまり考えられないことですが、地方債の残高などが今後非常に大きくなってしまったときに、例えば繰り上げて償還をしていくというふうな、例外的な状況としてそういうこともあるかもしれません。現在としては10年をかけて財政負担を平準化させる形で償還をしていきたいと考えています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(中部横断自動車道の事業期間延長に伴う地方交付税の特例措置について)

桜本委員

最初に、先般、中部横断自動車道の2017年度末、若しくは平成29年度末の完成が遅れるということで、具体的にどのぐらい遅れるというような内容はなかったんですが、財政面において、この中部横断自動車道は新直轄方式ということで、前知事が要望活動の末、県負担の軽減が図られたということで、山梨県民に対して非常に御努力していただいた内容であります。この中で、今後、事業期間が延長され、それに伴って地方交付税の特例措置という部分の扱いについては、何か変化が起きるのでしょうか。

泉財政課長

平成19年度の当時の新直轄方式区間に係る地方交付税の特例措置の対応

ですが、今後も事業期間が延長されたことに伴いまして特に変更ありませんで、この特例的な交付税措置は引き続き続いていくものと承知をしています。

桜本委員 今回の説明により、非常に地盤が不安定だった、あるいは残土の捨て場についても非常に問題があるというようなことで、仮に事業費が増加した場合、県負担はどんな変化が出てくるのでしょうか。

泉財政課長 現在のところ、今後の事業費の推定の新しい形というのはまだ示されていませんけれども、仮に事業費が今後増加をした場合ということでお答え申し上げますと、県負担額が増加をすることに伴いまして、その分交付税の事業費補正がありまして、一定割合で交付税措置がその分ふえていく形になるということです。一方で、事業費が増加すれば県の負担額も交付税と同じようにあわせて増加することになるということです。事業費の抑制につきましては引き続き県土整備部と連携して働きかけていく必要があると考えています。

桜本委員 財政面において県土整備部がそういう対応をしていくわけですが、例えばもう少し財政面から県負担を少なくできるような内容というものはないのでしょうか。

泉財政課長 こちらも県土整備部との連携という形になっていくわけですが、現在知事からもコメントを対外的にマスコミに向けて発表していますが、国に対しまして適切な工事内容の選定とか工法の工夫などを通じまして事業費の抑制に努められるように働きかけを今後していくというところですので、引き続きしっかりと連携していきたいと考えています。

桜本委員 前知事の御努力によって県負担が少なくなったが、工事が長くなって、その部分、非常に県負担も長い期間かけてふえてしまったということの中で、やはり財政としてそれは厳しくチェックしながら抑制を図っていただきたいと思えます。

(消防防災ヘリコプター「あかふじ」の入札手続の苦情申し立てについて)

次に、消防防災ヘリコプター「あかふじ」の入札手続の苦情申し立てということで、一部新聞紙上で、WTO、政府調達協定という、これは国際取引の中での基準を設けながら、日本国が批准をし、そして、地方公共団体もこれにならえというようなことの中で行われてきた問題ではありますが、どんな推移になってきたのか、まず時系列でわかるように説明していただきたい。そして、今、現状どんな状況になっているのかも含めて説明をお願いします。

小澤消防保安課長 今回の消防防災ヘリコプターにつきましては、WTO、世界貿易機関の政府調達に関する協定等に基づき手続を行う必要がありました。このため、4月上旬におおむね過去2年間に消防防災ヘリコプターの機体更新を行った11の県を対象としまして、入札スケジュールや仕様書の記載内容等の調査を実施しました。5月9日に、作成しました仕様書案につきまして、昨年度消防防災ヘリコプターの更新に係る検討委員会のアドバイザーを務めていただいた外部専門委員の2名の方から意見聴取を行いました。その後、県の関係課長で構成する消防防災ヘリコプター更新に係る仕様検討委員会を開催して仕様書案を決定したところです。

その後、5月30日に入札公告を行い、6月23日に入札参加業者からヒア

リングを行い、6月30日まで入札参加者と協議を行った上で、7月1日に入札参加資格の通知を行ったところです。入札参加資格のある業者1社となったことから、3社から政府調達に基づく苦情申し立てが行われました。具体的には、苦情申し立ての日ではなくて受け付けの日になりますが、7月29日に2社から、8月18日に1社から苦情申し立ての提出があり、それを受理したところです。

桜本委員 この中で、議会の中の報告ということに関してはされたんですか。されてないんですか。

小澤消防保安課長 議会の報告については、きちんと財産の取得についての議案の条件が整ったところで御説明を申し上げようということで、現時点では、苦情申し立てが行われており、入札の決定ができておりませんので、その部分についてはまだ御説明を行っていません。

桜本委員 こういう過程の中でいきなり、新聞報道の中で我々も知り、そして、24億円にもなる物品の購入について、しかもWTOという聞きなれない協定の中で、議会に対してまずは説明ということはイの一番に凶るべきではなかったんですか。これに関する方向性をつくった人はどなたですか。

小澤消防保安課長 委員御指摘のとおり、今回の件につきましてはWTOという極めて特殊な手続でありまして、議会の議員の皆様へ御説明申し上げるべきだったと思いますが、私の気が回りませんで、そういったことに思いが至りませんでした。大変申しわけありませんでした。

桜本委員 課長1人の気が回らなかったという話ではないと思います。組織ですから、トップは知事です。その中で、ここにいる部長の方々がどんなふうに進言を聞いていくのか、協議を進めるのかということで、課長1人が気が回らなかったという話じゃないと思います。しかも24億円、しかもWTOという、これは国際間の中で遵守しなければならないという、非常に難しい、世界中からの物品購入という形であります。その中で、課長が行き届きませんという話では私は済まないと思います。局長、今、総務部長も会計管理者もおいでになるわけですが、その辺、皆様方、きょうは知事の代理として部長以下いるんですが、どのような見解をお持ちですか。これは1人の課長の責任にさせる問題じゃありませんよ。

宮原防災局長 私からも重ねておわびを申し上げます。政府調達という特殊な入札ですので、また、防災ヘリという多額の経費を要する物品購入ですので、県議会の皆様方に逐次経過報告等をすべきでありましたが、その機を逸してしまいましたことをおわび申し上げます。

桜本委員 県庁という組織の中で、課長から謝りの言葉を入れておいて、その後から防災局長が「済みません」なんて言う、そんな組織がありますか。それは、何ていうんですか、部下に責任を押しつけるような、こういった公の席で公然とそういったことが行われている。組織的にこれはおかしい話じゃないですか。どうですか、総務部長。

前総務部長 組織の長という意味では、局長あるいは部局長がその任にあると思っております。

ます。今回の案件につきましては、議会への説明が遅くなった、タイミングを逸してしまったということは大変申しわけなかったと思っております。総務部は議会の対応の窓口でもありますので、今後ともこういったことがないようにしっかりと対応してまいりたいと考えています。

桜本委員 では、話を戻させていただきます。まず3社から入札仕様書の見直しとか、入札参加資格の再審査及び調達条件を変えず再度調達を行うという、我々にとっても非常に聞きなれない言葉であり、この3社はいわゆるどういう苦情申し立てを行っているのか、わかりやすく御説明していただけますか。

小澤消防保安課長 政府調達の苦情検討委員会で審議している事項もありますので、詳細について若干詳しく説明できないところがありますことをまず御容赦いただきたいと思えます。

3社から苦情申し立てがされていることにつきましては、私ども、技術仕様というものを定めております。仕様書の中で技術的な面でクリアしなければならない課題を数十の項目にわたって提示をしています。その中で、苦情申し立てを行っている事業者と私どもの見解が異なっている項目があります。これについて事業者で、その入札参加資格が私どもはあるというような主張をして、その再審査を求めているということです。それに伴って、新たに、私どもが5月に提示した入札公告から条件を変えないでもう一度入札手続を行ってほしいというものが苦情申し立ての概要です。

桜本委員 先ほど直近の11の都道府県ですか、調査しながら、今回の仕様書等入札に行くまでの諸手続は他県も調査したということですが、今回こういったWTOの中で、過去他県でこういった申し立てという具体的な事例はあるんですか。

小澤消防保安課長 昨年度消防防災ヘリコプターの調達を行った6県中3県で同様の苦情申し立てがありました。

桜本委員 他の3県はどのような状態に陥って、どのような解決になったんですか。

小澤消防保安課長 他の3県につきましては、本県とは若干異なった苦情申し立てがありましたが、慎重にそれぞれの県の苦情検討委員会で御審議をいただいて、いずれの県におきましても苦情申し立て人の苦情は認められることはありませんでした。

桜本委員 今回「あかふじ」というのはシコルスキーということ、その後継機ということで今回入札が行われてきたかと思うんですが、やはり今まで使ってきたヘリコプターと同じ後継機種のほうが使い勝手がいいとか、あるいはある程度同じような部品を使えるとか、そういったことが多分、一般的に我々は車なんか買う場合でも、どうせならモデルチェンジした、同じようなというような部分があるんですが、例えばそういった思惑というのはこのWTOの協定の中ではどういうふうに評価するんですか。今までの使い勝手のよさとか、同じ部品が使えるのではないかとこの部分についてはどうですか。

小澤消防保安課長 WTOの手続の中では、無差別ということが原則として掲げられています。よって、なかなか使い勝手等につきましては数値化というようなことが難しいということで、WTO手続の中ではそういった面はあまり考慮されないもので

す。

桜本委員 過去6県あった中で、前使っていた製造元から同じ製造元という経過のものが他県は多いんですか。

小澤消防保安課長 必ずしも前の機種をそのまま使っているものではありません。もちろんその中には同一の機種を使っているところもありますが、変わっているところもあります。例えば直近の6県で見ますと、同じ機種を使っているのが4県、違う機種を使っているのが2県です。

桜本委員 この防災ヘリはシコルスキー型というんですかね。山梨県の場合は、3,000メートル級の山々に囲まれている、急峻だということも含めて、そういった中で、ヘリコプターですから国内から国外まで幅広く機種があるかと思うんですが、47都道府県で防災ヘリで使われている機種というのは何機種ぐらいあるんですか。

小澤消防保安課長 47都道府県のうち、佐賀県と沖縄県については消防防災ヘリはありません。あと、一部の県につきましては、政令市と共同運航といいますか、政令市で入れているということがありますので、県としますと39都道府県の導入になります。この中で使われている機種につきましては、おおむね5機種です。

桜本委員 その5機種の中で、今回選定というか候補に挙げた機種というのは何機種あるんですか。

小澤消防保安課長 4機種です。

桜本委員 その中で、例えば公開できる部分、公開できない部分があるかと思うんですが、おおむね中心となった評価点というか、どういった部分が評価点の高いポイントになったところなんですか。

小澤消防保安課長 項目ごとに評価点は設けていません。それぞれの評価項目で適・不適ということにしていますので、点数化してそれを何点だった、例えば80点だったとか70点だったというような評価はしていません。

桜本委員 というと、ゼロか満点かということですか。

小澤消防保安課長 項目を満たさないところがあるところにつきましては、残念ながら入札参加資格を得られないということです。

桜本委員 一般的には、総合評価という形の中で、例えば満点が100とか1,000の場合、例えばその分析の中で、全部完璧ということについては、それはやっぱり発注者から意図が見えてしまう、そういった危険性はありませんか。というのは、やはり評価点というのは、例えばゼロか100ということではなくて、100点満点中で、それはゼロだけでも、これは50点いける、75点いける。例えば100点が10項目で満点が1,000点ということの中で、平等性というものが、入札業者に対しては失礼がない部分と思うんだけど、それが例えば1つでもあればそれは失格ですよということになってくると、逆につくられた仕様書と疑われる可能性が強くなりませんか。

小澤消防保安課長 先ほど申しました11県の先行調達県の状況等も確認したんですが、総合評価方式を採用している県はありませんでした。私どものほうでも総合評価方式の検討もしましたが、他の先行県の状況を踏まえまして、基本的に価格によって評価をするという一般競争入札方式を採用しました。

桜本委員 価格によるというのでしょうか。例えば機種がまちまちであれば、金額というのは例えば10億円のところもある、15億円のところも、24億円のものもある。安かろうという判断がその中ではできないではないですか。

小澤消防保安課長 そういった点をなくするために、本県で必要と考えられる各種仕様を提示しました。例えば山岳地域ですので、3,000メートルの高度で救助ができるかとか、そういった基準を複数提示しまして、それへの適合性を求めて、それが適合した機種の中で最低の価格の落札者と仮契約を締結しました。

桜本委員 例えばシコルスキーを使っている県はどんな県があるのか。山梨県と地形が似ている、例えば静岡県、岐阜県や長野県といった周りを山々で囲まれている県との違いはありますか。

小澤消防保安課長 シコルスキーを採用している県につきましては新潟県及び高知県です。新潟県につきましては、入札手続によりまして別の機種に更新する予定があります。また、山岳県で申し上げますと、長野県、岐阜県等につきましてはベル412を採用しています。

桜本委員 例えば新潟県でも違う機種に替わったと。そして、長野県、岐阜県の同じような地形ということの中で、何でそこで選ばれたものが山梨県においては評価できなかったんですか。

小澤消防保安課長 済みません、先ほどの繰り返しになりますが、詳細につきましては、苦情検討委員会で審議しておりますので御容赦いただきたいと思いますが、本県の特殊事情、これは例えばヘリコプターの離発着等の条件等がありますが、それに関する1つの条件を満たすことができず認められないというものです。

桜本委員 山梨県の離発着の特殊な事情というのはどんな点ですか。

小澤消防保安課長 消防防災ヘリ「あかふじ」につきましては、緊急時につきましては格納庫のすぐ前から機体が飛び立つことができます。ただ、それ以外の訓練時等につきましては、近隣地区との騒音協定等がありまして、700メートル離れたヘリポートから離発着をしなければならないという状況があります。

桜本委員 その場所はどこを指しているんですか。

小澤消防保安課長 日本航空学園の滑走路の横にヘリポートが整備されています。

桜本委員 続いて、今回指名できずということで1社で競争入札をしたということをお話しになりましたが、それは1回で決まったんですか。要するに、入札資格者が入札資格がなかったということで、1社の競争入札のわけですよ。そのとき、公告を見ますと、23億9,393万8,800円という金額で落札をし

ているんですが、これは1回で落札された金額ですか。

小澤消防保安課長 入札公告におきまして、入札回数は2回と定めておりました。1回目の入札におきましては予定価格を超過しており、2回目の入札額で落札をいたしました。

桜本委員 要するに、1回目落札ではなかったということは、1回目の予定価格より高かったということですか。

小澤消防保安課長 1回目の予定価格よりも上回っていました。

桜本委員 2回目というのはどれぐらい金額が下がったんですか。

小澤消防保安課長 済みません、ただいま手元に、どのぐらい下がったかというものがすぐに御用意できませんが、数十万円単位だったと記憶しています。

桜本委員 契約のことが専門でないのでよくわかりませんが、例えば1社で指名競争入札をした。そして、1回目は予定金額を上回っていたので、2回目の入札をした。その中の、記憶にはないけれども何十万程度ですというのは、何か納得できない内容というんですか、我々はそういった部分で専門家ではありませんけれども、1社の中で2回目が数十万円の差というのはでき過ぎではありませんか。しかも、約24億円の金額ですよ。

小澤消防保安課長 済みません、数十万円も私の記憶でするので確かなものではありませんが、予定価格を入れてきた業者が何十万円単位で下げてくるかというのは残念ながら私どものほうで知り得るものではないものです。

桜本委員 委員長、ちょっと休憩入れていただいて、2回目の金額を調べてほしい。

(「いや、シコルスキーの値段が幾らで、その辺の細かいことがわかるように数字を出せよ。一問一答でやったら、いつまでも結論出ないよ。」と呼ぶ者あり)

永井委員長 では、暫時休憩しますので、金額を調べてください。

桜本委員 もし時間あるんだったら、ほかの委員にも、口頭だけの経緯だったので、わかるのであればちゃんとした経緯を説明してもらえるようなものも配付してほしい。

(「シコルスキーの問題は前から委員会でも討論してきていることだから」と呼ぶ者あり)

永井委員長 では、再開は2時25分にします。

(休 憩)

永井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お手元に資料を配付させました。執行部より答弁を求めます。

小澤消防保安課長 大変申しわけありません。それでは、お配りした資料に基づきまして御説

明を申し上げたいと思います。お手元の資料、消防防災ヘリコプターの購入に係る経緯についてです。

先ほど御説明したところと繰り返になりますが、まず1番としまして、入札仕様書等の決定の経緯です。政府調達に関する協定等にのっとり入札を行うため、次のとおり準備を進めさせていただきました。平成28年4月上旬に、おおむね過去2年間に消防防災ヘリコプターの機体更新を行った11県を対象としまして、入札のスケジュールとか、仕様書の記載内容等の調査を実施しました。平成28年5月9日に仕様書案について、昨年度、消防防災ヘリコプター更新に係る検討委員会でアドバイザーを務めていただきました2名の方から意見聴取をさせていただきました。2名の方の肩書及び氏名につきましては、そちらに記載のとおりです。平成28年5月10日に、県関係課長等で構成します消防防災ヘリコプター更新に係る仕様検討委員会を開催しまして、仕様書案の決定をいたしました。

続きまして、入札の執行等の経緯についてです。平成28年5月30日に入札公告、こちらにつきましては、WTO政府調達に関する協定を踏まえ、一般競争入札により公平・公正に実施をしたところとあります。同年6月17日に入札参加資格の期限でありまして、4社から申請がありました。6月23日に入札参加希望者へのヒアリングを行いまして、この23日から30日にかけて入札参加希望者と協議をいたしました。この結果を踏まえまして、7月1日に入札参加資格の通知、適格となったのが1社でありまして、この1社及び不適となった3社に対して通知を行ったところとあります。同年7月14日に入札を実施しまして、あわせて落札事業者と仮契約を締結したところとあります。同年9月15日に落札者の公告ということで、落札の事業者名及び落札価格等につきまして県広報によりまして公示をいたしました。

3点目の苦情申し立ての受理の経緯です。県政府調達苦情検討委員会が3社から苦情申し立ての受理を決定しました。平成28年7月29日にエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン及びベルヘリコプターからの苦情の受理をしまして、同年8月18日に三井物産エアロスペースからの苦情申し立てを受理したところとあります。政府調達苦情検討委員会から調達機関に対して契約締結手続の停止の要請がありましたので、現在これを停止しているところとあります。

もう1点、入札価格ですが、大変申しわけありません。私のほうで他の案件と混同しておりまして、1回目と2回目につきましては、税込みで2,418万1,200円の差異がありました。

桜本委員 この2,418万円というのは、予定価格から考えると、税込み、税抜きでも構いませんけれども、予定価格の何%だったんですか。

小澤消防保安課長 大変申しわけありません。苦情検討委員会におきましては現在審議をいただいております。最悪の場合、再調達等の手続ということも考えられます。もしも再調達になった場合、予定価格等を類推されるおそれがありますので、落札率につきましては、大変申しわけありませんが、御容赦いただきたいと思っております。

桜本委員 性能のところに戻りますけれども、例えば同じ、山梨県が想定できる、長野県、岐阜県ではベル、そして、新潟県では三井物産、そして、例えば東北を見ても、シコルスキーを使っているところはどこもないというような中で、仕様書について、本当にシコルスキーを優位にしたとか、そういった面はないんですか。

小澤消防保安課長 私どもで先行調達県11県の状況を踏まえまして、仕様書につきましては公平・公正に定めております。ただ、本県の特殊性、先ほど申しましたとおり、ヘリコプターの離着陸が700メートル離れているとか、ほかに幾つかありますが、そういった面で他の機種につきましてはその仕様を満たすことができなかったものです。

桜本委員 それでは、逆に言うと、委託先や委託場所が一番優先だったということになってしまいますよね。まずは今回の選定の第1の条件というのは、委託先の考え方あるいは、委託先って今後どうなるかわかりませんが、今現在「あかふじ」を委託している委託先の考え、あるいは格納あるいは滑走路を有している先ほどの場所、ここが一番の決め手じゃないですか。ここが一番大事なところで、これが整っていないところではもう全てだめ。これでは最初からお見通しじゃないですか。これを多分WTOの中でも、そういった優先的な、優位的な仕様書になっているのではないかという御指摘じゃないんですか。

小澤消防保安課長 更新機、現用機ではなくて新しい機体の運航管理とか整備につきましては、来年度以降、新たにWTOに基づく一般競争入札によりましてその事業者を決定することとしていまして、現時点では一切決まっています。よって、委託先が有利になるというようなことは一切ありません。

桜本委員 今回の課長の話では、要するに700メートルの滑降場所というものが第1前提になるからというお話でしたよね。繰り返しになりますが、間違いありませんか。

小澤消防保安課長 その点については間違いありません。

桜本委員 だから、私はそれを言っているんです。機種がどうのこうの、例えば何人乗れるとか、何がついているだとか、航続距離が何キロだとかいうことの以前に、700メートルというものが第1条件であって、これをクリアできないものはもう全部、これはもう入札参加資格がないという、一番わかりやすい条件じゃないですか。それをやっぱり排しないと、まずシコルスキーありきという、そんな話になってしまいますよ。我々は素人ですけども、そこの700メートルということを知りただけで、ああ、これは訴えられてもしょうがないという内容ですよ。どう思いますか。

小澤消防保安課長 「あかふじ」の実際の運航に際しましては、現在双葉町の基地から離発着をさせていただいております。その状況等を踏まえて入札仕様書を決定しております。実際に適正な仕様書を私どもとしては作成したと考えています。

桜本委員 先ほど課長は、これから機種が決まって、またWTOの協定の中で今度は委託先を決めると。そういうことになれば、初めから700メートルは限定する必要はないじゃないですか。また新たな機種によって新たな機種の管理委託を決めるわけですから、700メートルなんて決めること自体がおかしいんじゃないですか。つじつまが合いませんよ。先ほどは、新しい機種が決まってから管理委託するところを決めると。でも、今の考え方は全部一連のことじゃないですか。それは話としては成り立ちませんよ。決め手のことだから、堂々めぐりだから、局長答えてよ。

宮原防災局長 現状におきましては、日本航空学園に格納庫等ありまして、そこで運用しています。これを基本的には、機種が決まってから委託するというのではなくて、現状に消防防災ヘリを運航していくには、現状のところで適切な運用ができるかどうかというものを判断して県の仕様書を決めています。それですので、県の主張と供給者の主張が食い違っているということで、今、政府調達の苦情検討委員会で審議をしているところですので、県の主張が通らなくて、例えば苦情検討委員会で再入札とかそういう結論になれば、我々はそれに従っていくということで、今、政府調達苦情検討委員会で審議していますので、その結果を見守っていきたくい。結論が出たら、我々はそれに従っていくということです。

桜本委員 それはね、局長、今の答弁は開き直り答弁ですよ。だって、そうでしょう。初めから仕様書は、今の航空学校の格納庫、そして、700メートルの滑空場所を使うと。初めからそれがあって仕様書をつくった。そして、新しく機種を今度は決めた場合、その保守管理というものはまたWTOにのっとって決める。つじつまが合わないじゃないですか。

(「桜本委員のおっしゃるとおりだよ」と呼ぶ者あり)

桜本委員 どなたに聞いても、それは本当におかしいと思いますよ。これは委託ということも大前提になるわけだけでも、新しい機種が決まってからWTOの協定に従ってまた管理会社を決めるということであれば、初めから700メートルの限定の仕様書をつくるということは、全くおかしい話ですよ。誰か納得できる答えを出してください。

小澤消防保安課長 今回の入札におきましては、納入期限を平成30年1月という期限に設定しております。委員おっしゃるとおり、最初から日本航空学園ありきではないかというような御指摘ではありますが、実際問題、その期間に新たに滑走路もしくはヘリポート等を整備して、その許認可をとるというのは極めて困難であると考えています。それで、現行の条件で入札等を行ったものです。

桜本委員 次の「あかふじ」の後継機を決めるというのは、確か平成7年の阪神大震災の中から、各地域でそういった防災ヘリを用意しろということの中で出てきた問題で、20年たつから後継機というようなことで、後継機に対しては、事前にもっと早い段階からこういったものを皆様方やってきたんじゃないんですか。そこに、今の答弁だと日本航空学園ありきと。更新の間にほかが見つけられないと。またそれも何かやっつけ論みたいな話ですよ。もっと数年余裕があったわけだから、今後どうするのと。しかも、WTOなんていうのは、平成19年ぐらいから始まってきた基準ですよ。しかも改訂も何回か行われてきた。どうしてそういった世間の風というか認識を見ながら積み重ねてこなかったのか。それで、もう間に合わないから、平成30年1月までに準備できるこの部分も審査の対象にしたなんて、みんな理由づけが勝手すぎますよ。それであれば、やはり他国とのこういった摩擦というか、あるいは苦情が来るのが当たり前だと思えますよ。いかがですか、局長。

宮原防災局長 今回の消防防災ヘリの更新につきましては、平成7年に導入して以来20年以上たっているということで、まさに委員御指摘のとおり、検討委員会につきましては昨年12月に設置しまして、その中で3カ月かけて議論したものです。

その委員会の中では、現用機の後継機種が望ましいということが得られましたので、財政的な面も勘案しながら、起債等を活用して30年3月までに機種更新をしようということにしたところです。その過程におきまして、委員御指摘のように、もっと前からゆっくり議論をすべきじゃないとかそういう指摘もありますが、そういう中で調達につきまして決定しまして執行しているところですので、御理解をお願いしたいというところです。

桜本委員 総務部長にお伺いします。こういった24億円という金額であります。最終的にこのWTO、今、検討委員会という、5人ぐらいの委員が審議している状況もありますけれども、やはりまずは、これ、議会の審査を受けなければいけないと。予算ですから。これ、全員協議会の機会をつくって、内容には公表できない部分もあるかもしれませんので、その中で秘密の会議になるのかどうか分かりませんが、議員に対して説明する機会をいただけませんか。いかがですか。委員長にこれは要望もしますけれども、部長としていかがですか。

前総務部長 今御提案がありました部分につきましては、議会に対して説明できる場をどういう形とするのか、また委員長とも御相談しまして考えさせていただきたいと思えます。

桜本委員 あと、最後ですから、ここでの総括的な話をしてください。

前総務部長 24億円という大きな予算を執行する過程におきまして、こういった案件が起きたということにつきましては、今、審査中でありまして、議会への報告のあり方、それから、過程も含めて、今後ともこういったことがないように検討して、しっかりと対応してまいりたいと考えています。

永井委員長 今の案件は、部長と相談しまして、議員の皆さんに説明するような会の方向で話を詰めていきたいと思えますので、御了承をお願いします。

(県有施設の照明の効率化について)

高木委員 省力化の取り組みについてお尋ねしたいと思えます。2年前の平成26年に県有施設のグリーン化・スマート化ガイドラインを策定しまして、県有施設の照明の効率化を進めるということでもありますけれども、本庁舎を初めとして県有施設、これの現状はどうなっているのか、まずそこをお聞きしたいと思えます。

塩野財産管理課長 本年の3月末の状況ですけれども、県有の建築物における直管型の蛍光灯につきましては全体で約14万6,200灯あります。うち、従来型の蛍光灯が約5万5,900灯ということで38%あります。また、高効率型、いわゆるHF型と言っているものですが、このHF型が8万7,600灯ということで約60%です。また、LED型につきましては2,700灯ということで、全体の2%となっています。また、ダウンライトとか街灯等におきましては、全体で2万6,100灯中約3,100灯ということで、12%がLED化されています。

高木委員 今の直管型では2%ということなので、全体14万6,200灯ある中の直管型は2%と、私はそういったガイドラインをつくったにもかかわらず進捗が非常に悪いなというのが率直な感想です。どんなふうに取り組んだら、これが

より進んで、高効率化が図られるのか、これについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

塩野財産管理課長 まず既存の建築物におきましては、従来型あるいはH F型の蛍光灯を使用している場合には、コスト削減効果等を精査した上で、今後行います大規模改修時等に合わせてL E D化を検討してまいりたいと思います。また、電球型の照明につきましては、照明器具の設置工事がありませんので、順次L E D化を進めてまいります。なお、新築の建築物につきましては、照明器具の設置単価も従来型のものと比較をしまして大分差が縮まってきています。こうしたことがありますので、新築のものにつきましては積極的にL E D化を推進してまいりたいと考えています。

高木委員 鋭意取り組んでいるということはよくわかりました。しかし、進捗率が悪いということなので、よろしくその辺をお願いしたいと思います。

そうした中で、電力の入り口ベースとして、今、県有の主な施設、電力を使う主な施設の112に対して、県は入札を行って、今までの東京電力と、東京電力のエナジーパートナーで入札の結果、エナジーパートナーが落札したということでもあります。これによって2年間の、今までの東電の料金とエナジーの料金を比較しますと、3億8,500万円もの大きなお金が軽減できるということでもありますから、入口のことも非常に重要でありまして、そういうことをしながら、なおかつL E D化を一層促進していただきたいと思いますが、このエナジーパートナーの契約期間は何年ですか。

塩野財産管理課長 今回の電力調達契約期間ですけれども、この10月1日から2年間というところで、平成30年9月30日まで、この2年間の契約となっています。

高木委員 また、この2年間には、電力自由化の中でさらにいろいろな業者がいろいろな提案をしてくると思いますので、また次の2年後の契約もしっかりしていただいて、入り口ベースの効果を上げていただきたいと思います。

それで、イニシャルコストはL E Dの照明器具は非常に高いですが、トータルランニングコストという点からすると、L E D化を進めることで非常に低減でき、経済効果が生まれると思っております。そういったことでは、県の大規模改修ばかりではなくて、小規模であっても、その辺の老朽化率、照明器具の老朽化率を見ながら、順次取りかえていくという考えはありませんか。

塩野財産管理課長 先ほど大規模改修等の時期に合わせて取りかえをしていくという答弁をさせていただきます。こういう機器の耐用年数というのがありますけれども、そういった時期を迎えてある程度まとまった単位、例えばワンフロアというふうにまとまったような単位で取りかえることができるのであれば、設置工事に足場等の設置とかそういった工事が必要になりますので、イニシャルコストとランニングコスト、そういったものを中期的に比較する中で、取りかえたほうがコスト的に削減ができる見込みがあるということであれば、そういったところについては、大規模改修ということではなくてL E D化を進めていきたいと考えています。

高木委員 その上で調査をする必要があるかと思いますが、そういった調査をするお考えはありますか。

塩野財産管理課長 先ほど、今現状のLED化の状況ということで最初にお答えをさせていただきました。そのときに、今年の3月現在ということでしたけれども、その時点で県庁全体の今の照明設備につきまして把握しましたので、今後はその把握したものをもとに各施設を管理する所属に対して、具体的に耐用年数や状況などを聞きながら、さらに詳細な状況の把握に努めていきたいと思っています。

高木委員 今回の課長の話の中で、県庁という話ですが、私は県の施設、県全体のというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

塩野財産管理課長 はい。県庁舎、この本庁舎を含めて、出先機関あるいは学校を全て含めた県庁ということで御理解いただきたいと思います。

高木委員 私は、先ほどLED化はインシャルコストは高いけれども、ランニングコストがという話をしました。少し先行投資をするという考えで進めることで、さらに省電力化を進めて、県庁が率先してそういったLED化、省エネ化に寄与している、そういうことを率先推進しているという姿を県民に見せてほしいと思いますが、最後にそのことをお聞きして終わりたいと思います。

塩野財産管理課長 県として、平成26年に県有施設のグリーン化・スマート化ガイドラインを策定していますので、今後ともLED照明器具の価格の動向などを注視しながら、中期的な経費の比較検討を行いまして、県有施設の省エネルギー化を一層進めてまいりたいと考えています。

(災害対策について)

望月(利)委員 まず、避難者カード、避難者名簿について幾つか質問したいと思います。東日本大震災ということで2011年に未曾有の震災が起きた後、内閣府が2013年6月に災害対策基本法を改正したということで、この中で震災の教訓として、要介護者や妊産婦、乳幼児ら要配慮者への支援が不十分だったという部分を受けて、その後の取り組みで、避難者名簿の作成が望ましいということで名簿作成という部分で指針が出てきたわけですが、まず県内での避難者カードの作成状況はどうなっていますか。

廣瀬防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 避難所において避難者の受け付け時に、世帯ごとに、避難日時や退所日時、世帯の情報、そういった個人情報のほか、情報管理とか安否確認、また避難者数を把握して、食料や物資をお届けするために、各避難所において名簿を作成しております。県内の市町村の中では、避難所において避難者が把握できるように、避難者カードはそれぞれの市町村において用意しています。

望月(利)委員 それぞれの市町村に準備はされているという認識でよろしいでしょうか。

廣瀬防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 基本的には全市町村でなっていますが、中北や富士・東部の地域におきましては、各市町村が独自に避難者名簿、避難者カードを用意して、独自の様式になっています。一方、峡東とか峡南におきましては、県民センターで避難所運営マニュアルを作成して、それを配布していますが、その中では統一した様式での避難者名簿を作成するように指導しているということです。

- 望月（利）委員 私は入手したのが、甲府市と峡南地域の避難者カード、避難者名簿なんですが、様式がやはりまちまちです。また、この中には、外国語表示の有無とか、氏名、生年月日、住所などの個人情報、もしくは妊産婦、乳幼児、要介護、アレルギーなどの要配慮の部分の情報開示先という部分もおそらくそれぞれの運用でまちまちになっているのではないかと思います。提言ですが、自治体によってカードが統一されていない、これを山梨県だけでも統一したカードにすべきではないかなと思っておりますが、その辺についてどうでしょうか。
- 廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 御指摘のように、私どもの見た範囲でもやはりカードは違っております。その中には、やはり重要な個人情報、それから、記入する側もばらばらな様式というのも記入しづらかったり、また、集計する上でもいろいろ手間ひまがかかると思いますので、今後、避難所運営マニュアル等についても市町村と相談しながら、個々の避難所についてマニュアルをつくっていくということを考えたいと思っておりますので、十分参考にさせていただきたいと思っております。
- 望月（利）委員 広域災害によっては、行政の割り振りで、災害がここから隣の町はあって、ここからはないということはありません。ぜひとも全県統一したカードをつくっていただきたいなという部分と、もっとすれば、全国的に統一したものができてくれば非常にいいのではないかなと感じております。そういった部分を山梨県独自で発信していただければと思っております。私が個人的に調査したところ、全国710の自治体で3割の自治体でカードがまだ未作成だということで、8割の自治体で要配慮者に関する項目がないということで、そういった全国の状況を踏まえて山梨県が防災危機管理の牽引者となるべく、こういった部分をしっかりとやって、全国に発信していただきたいと思っております。
- 廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） やはり県内の状況に目が行っておりまして、全国のほうは、まだあまり存じておりません。今後そういったものも検討させていただきたいと思っております。
- 望月（利）委員 活断層地震を想定した対応について何点かお聞かせください。御承知のとおり、熊本地震は2016年4月14日夜に起きました。それから本震があったり、また余震が続いております。私も実は5月4、5、6日と自己完結ができる態勢と装備、食事を持って、実は熊本県の益城町にボランティア活動に入りました。また、その際に熊本県庁に寄り、後援会、またその他の人たちから預かった義援金を直接持参したわけでありまして。それを受けて、山梨県でも9月1日に総合図上訓練を実施したということ聞いております。活断層地震を想定したということですが、どのようなことに留意されたのかお聞かせください。
- 廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 9月1日に総合図上訓練という、活断層地震を想定した防災訓練を実施しました。今回の場合は、釜無川断層を想定に直下型の地震という形での想定で行ったものであります。また、地震発生後3時間を経過した時点で最初の地震と同規模の地震が再度発生したことを想定しました情報収集等の訓練を行いました。また、熊本地震の課題となりました物資の対策ということでは、輸送分野とか流通分野の民間事業者の参加を得まして、災害時での体制や手順の確認等を実施させていただきました。さらに、帰宅困難者、帰宅者、避難者等の対策ということで、避難所が被災したこと、それから、帰宅困難者が駅で発生したことを想定し、隣接する他の市町村に避難者を

移送するといった広域的な受け入れ調整の検討も行いました。

望月（利）委員　私が現地で聞いてきたところ一番心に響いたのは、実は情報の共有です。もう刻一刻と情報が変わってくる、そういったものを共有化していかなければいけないという部分です。もう1点ですが、電話などの問い合わせ、それに非常に追われてしまう。職員がこの仕事をやっているのに、電話がかかってきてストップしてしまう。また、議会からの問い合わせがあつてそこでストップしてしまう。これは2年前の雪害でもあったような状況だと思いますが、そういった部分で具体的な検討を防災会議の地震部会で行っているということ聞いていますが、その部分も含めて進捗状況等を教えてください。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱）　防災会議の地震部会で、熊本地震の教訓を踏まえて対応についての検討をしています。その中で、先ほどお話しになりました情報の錯綜というか、いろいろな情報が来て、それをどのように処理したらいいかというようなことも議題になっています。今後、地震関係の総合防災情報システムを入れまされども、その中でそういった情報をいち早く取り込んで情報共有を図り、対応していくというようなことも出ております。

さらに、地震部会の進捗ですけれども、7月25日に第1回の地震部会を開催しまして、熊本地震の主な課題としての、先ほどの情報共有のほかに、避難所の運営とか物資の運搬、それから、被災地の支援とか受援体制といったものについて課題を整理し、委員の皆さんから御意見をいただきました。その後、9月6日から8日に委員による現地調査を実施しました。熊本県庁とか益城町の役場と避難所、日通の九州の倉庫について視察をさせていただいて、災害の対応とか避難者の支援について伺った次第です。

望月（利）委員　第1回が7月に行われたということですが、本当に災害というのは待ってくれません。スピード感を持ってより具体的な体制を整えるべきだと思いますが、今後のスケジュールについてお聞かせください。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱）　今後は10月以降に第2回の会議を開きまして、第1回の会議の課題整理と現地調査の状況をもとに、こういった課題が本当にそういった課題であったのか、それから、今後どのような対応をとっていくのか、そういった対応策の検討等を行うという予定となっています。年内には第3回の会議を開き、その検討結果を報告書として取りまとめていく。さらに、その後、報告書を踏まえ、本県の地域防災計画の修正及び防災体制の見直しにも取り組んでいきたいと考えています。

（震災時の街路灯の管理について）

猪股副委員長　県道沿いにある街路灯、県が管理している街路灯は、地震のときにどこに責任があるのかなということを感じます。その辺でお聞きしますけれども、県道沿いに設置されている街路灯は県の管轄、管理している部分はどのくらいあるか、その辺をまずお答えください。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱）　おそらく道路管理者で道路整備と同時に街路灯も一緒に設置して、その後、道路管理者が管理している形になると思います。防災局では、数値的なものは持っておりません。

猪股副委員長　少し関連からずればありますが、要は、地震があれば、電柱も倒れるし、そ

の街路灯にある支柱も倒れます。何で言うかということ、商工会等が設置している街路灯は、おそらく今から撤去されていくと思うんですね。そうすると、今、県で管理している街路灯も、同じような仕組みの中で支柱へ下げている街路灯がありますよね。震災があったときにそれがもし倒れたら、これをどういう管理をしているかというのは、所管が違うからと言うのですけれども、今後、防災対策の中にも多少関係あると思うんです。この管理の仕方によって、今立っているポールが、震災のときに大変害になるのではないかと考えていますから、その辺もまた研究の1つとして考えてください。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 地震部会でも、熊本県の事例でブロック塀、電柱、看板なども倒れたりしていて、そういったものをいかに耐震化していくか、管理していくかも話題になっていますので、検討させていただきたいと思っています。

その他

- ・ 山下委員の議員辞職に伴い、委員席の指定を行った。
- ・ 説明員の異動に伴い、警察本部長からあいさつを受けた。
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、10月28日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・ 8月29日から31日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 永 井 学